

松江市社会福祉協議会篤志寄付金団体配分・福祉団体事業配分取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、松江市社会福祉協議会篤志寄付金配分要綱（以下「要綱」という。）に定める団体配分と福祉団体事業配分について、基準となる配分額その他、必要な事項を定めるものとする。

(団体配分)

第2条 団体配分については、基本配分額を以下のとおりとし、その団体の行う事業内容及び収支状況、予算に対する配分金の割合及び前年度の繰越金の状況等を勘案し予算の範囲内で基本配分額に加算または減額して配分する。配分額は千円単位とする。

団体区分	基本配分額
① 全市的に活動している団体	70,000 円
② 作業所・当事者団体	30,000 円
③ その他の団体	10,000 円
④ 特別配分団体	下表のとおり

特別配分団体

1.松江市民生児童委員協議会連合会	1,000,000 円
2.松江市高齢者クラブ連合会	150,000 円
3.松江地区保護司会	150,000 円
4.松江市身障者福祉協会	150,000 円
5.松江市手をつなぐ育成会	100,000 円
6.松江市遺族連合会	150,000 円
7.松江市パトロールママの会	90,000 円
8.松江市町内会・自治会連合会	150,000 円
9.松江市ボランティア連絡協議会	150,000 円
10.松江市地区社会福祉協議会会長会	150,000 円
11.健康福祉フェスティバル実行委員会	150,000 円

(福祉団体事業配分)

第3条 福祉団体事業配分の配分額は、事業費総額の4分の3以内とし、1件あたり15万円を限度として配分する。ただし、予算に対する配分金の割合及び前年度の繰越金の状況等を勘案し予算の範囲内で配分する。配分額は千円単位とする。

2 1団体から申請できる事業数は制限しない。ただし、全体の配分申請額が予算額を超えた場合は、事業規模及び内容等を勘案したうえで、原則として次条に掲げる団体の次

に複数事業を申請した団体から減額する。

3 こどもの居場所づくり支援事業の新規立ち上げについては、1項は適用せず、1会場につき5万円を限度に配分する。

第4条 団体配分と福祉団体事業配分の双方を申請することは制限しない。ただし、全体の配分申請額が予算額を超えた場合は、原則として双方を申請した団体から減額する。

(配分対象外経費)

第5条 要綱第4条に定める配分対象外経費の主なものは次のとおりとする。

- (1) 配食サービス等の材料費
- (2) 遊園地等の入場料
- (3) 人件費(講師謝金を除く。)
- (4) 食糧費(会議等に出されるお茶、菓子等を含む。)
- (5) 会費等
- (6) 備品購入費

2 前項に関わらず、特別に篤志寄付金配分委員会が認める経費は配分の対象とする。

(広報の義務)

第6条 団体配分の配分を受けた団体は、要綱第15条に基づき、団体運営に係る資料(広報誌及び総会等で会員に配布する冊子等)に次のとおり印字しなければならない。

「当団体(会)は、松江市社会福祉協議会から配分を受けた篤志寄付金(香典返し等寄付金)を財源の一部として運営を行っています。」

2 福祉団体事業配分の配分を受けた団体は、要綱第15条に基づき、配分対象事業に係る資料(事業案内のパンフレット、冊子及びチラシ等)に次のとおり印字しなければならない。

「この事業は、松江市社会福祉協議会から配分を受けた篤志寄付金(香典返し等寄付金)を財源として行っています。」

3 団体配分または福祉団体事業配分の配分を受けた団体は、実績報告書に前2項の資料、購入した物品の写真(物品シールが貼ってあることがわかるように)、活動内容が分かる写真等を添付しなければならない。

(配分金の減額)

第7条 第5条(配分対象外経費)に反した支出があった場合、または第6条(広報の義務)が履行されていないことがわかった場合には、要綱第13条に基づき、配分決定の取り直し、または配分額を減額することがある。

(様式)

第8条 要綱の各条項に定める様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- ①要綱第5条第1項 配分金交付申請書(団体配分用) 別紙1

②要綱第5条第2項 配分金交付申請書（福祉団体事業配分用） 別紙2

③要綱第9条 配分金交付請求書 別紙3

④要綱第11条第2項 実績報告書（団体配分用、福祉団体事業配分用）

別紙4、別紙5

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項第4号の様式については、平成24年度の実績報告から適用する。

この要領は、平成27年8月7日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。